

一 般 販 売 業
毒物劇物 農業用品目販売業 登録申請書
特 定 品 目 販 売 業

店舗の所在地及び 名 称	
備 考	(〒) (電話)

一 般 販 売 業
上記により、毒物劇物の 農業用品目販売業 の登録を申請します。
特 定 品 目 販 売 業

年 月 日

住 所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

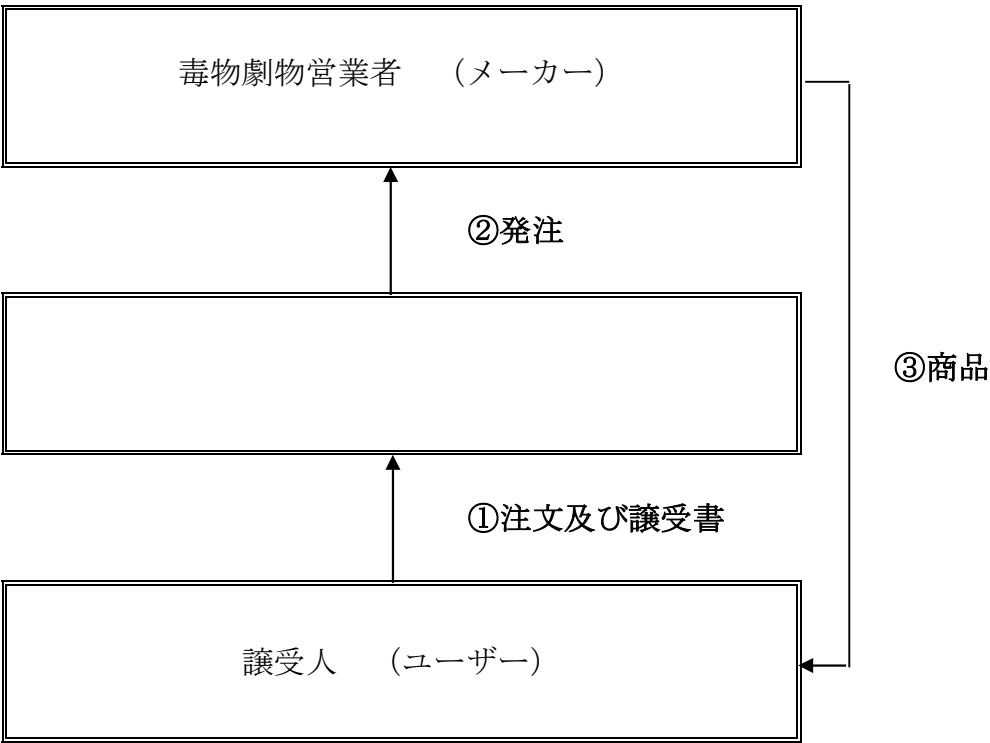
長野県知事
長 野 市 長

殿

毒物劇物（一般、農業用品目、特定品目）販売業登録申請

事 項	毒物劇物販売業の登録申請をするとき
根拠法令	法第 4 条、第 5 条、 施行令第 33 条、第 37 条 施行規則第 2 条、第 4 条の 2、第 4 条の 3、第 4 条の 4
提出部数	保健所設置市内 1 部提出 保健所設置市以外 2 部提出（正 1 部 薬事管理課、副 1 部 保健所）
添付書類	1 店舗の平面図（毒物劇物貯蔵施設の設置場所を記入） 2 申請者が法人であるときは定款若しくは寄付行為、又は登記簿の 謄本 3 毒物劇物貯蔵施設の図面（たて、横、高さを記入） 注）毒物劇物を直接に取り扱わない販売業にあつては貯蔵施設の図面 を要しない。 4 毒物劇物を直接取り扱わない販売業にあつては毒物劇物、譲受書 等の流れが分かるフローチャート
手数料	長野市内： （令和 7 年 11 月 30 日まで）現金 15,400 円 （令和 7 年 12 月 1 日以降）現金 15,800 円
その他	副申（様式第 18 号） 注）毒物劇物取扱責任者設置届を同時に提出する。 毒物劇物を直接に取り扱わない場合、その旨を備考欄に記載する こと（毒物劇物取扱責任者設置届は不要）

毒物劇物の商品と毒物劇物譲受書（法第 14 条）の経路（例）



毒物劇物を販売するに当たり、上記のとおり業務を行います。

住 所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）